平成２５年（フ）第１１７号
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐19番地１
債務者　對馬　彩織
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５３７号
北九州市小倉北区中井３－３－15－201、住民票上の住所福岡県糟屋郡新宮町下府６丁目10番26号　ルート新宮駅前Ｅ203号
債務者　國武　政治
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５５２号
北九州市門司区白野江２丁目16番７－303号
債務者　山崎キミエ
1　決定年月日時　平成25年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１１８号
青森県弘前市大字堀越字宮本47番地２
債務者　岩間　秀司
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５３９号
熊本市北区武蔵ケ丘７丁目１番32号　富永ハイツＡ－202、前住所熊本市南区近見３丁目12番38号　園田アパート２－Ｄ
債務者　森﨑　京子（旧姓境）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８１１号
名古屋市天白区高島２丁目701番地　オデッセイ島田Ａ－101号
債務者　中西　利嘉
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９３５号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘210号
債務者　樋榮　久子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４０７号
名古屋市港区本宮町７丁目26番地の３　レオパレス本宮公園101号、住民票上の住所の表示名古屋市港区本宮町７丁目26番地の３　レオパレス本宮町101号
債務者　山末　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５７７号
名古屋市守山区森孝４丁目619番地　三軒家第二住宅604号
債務者　岩﨑かおり
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６６０号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の９　アーバンラフレ志賀23棟207号
債務者　長江ひかり
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４６号
名古屋市千種区千代田橋２丁目５番５－206号　タウン千代田橋
債務者　渡邉　賢司
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７２号
岐阜県下呂市森1466番地７　斎藤アパート101号室
債務者　大槻　昭行
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
岐阜県下呂市森1466番地７　斎藤アパート101号室
債務者　大槻　範子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時30分
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第３８９号
岡山市北区清輝橋１丁目４番33号　705号、旧住所岡山市北区中井町２丁目６番２－804号
債務者　林　　光伸
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２１号
岡山市北区富田町１－６－10　東光第一ビル２階　ももたろう第二法律事務所、住民票上の住所岡山市北区十日市西町８番68－２号光マンション202号
債務者　中島　勇吏
1　決定年月日時　平成25年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部